

## **[事案 23-137] 既払込保険料返還請求**

・平成 24 年 1 月 31 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

入院・手術給付金を請求したところ、告知義務違反があったことを理由に契約を解除され、給付金も不支払いとなったことから、既払保険料の返還を求めて申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 21 年 8 月に、申立契約（特定疾病保険、介護保険、入院保険、生活習慣病入院保険、がん保険、入院一時金保険、手術保険等の組合わせ保険）に加入した。

平成 22 年 4 月に白内障で入院し手術を受け、給付金を請求したところ、白内障と糖尿病の告知義務違反があったとして、申立契約を解除され、給付金も支払われなかった。

白内障については告知も手術の勧めも受けておらず、糖尿病の指摘も受けていない。

納得できないので、既払保険料を返してほしい。

### **<保険会社の主張>**

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 契約前に病院（眼科）を受診し、当日に白内障と告げられ、手術予定が決められていた。

(2) 初診時の採血検査で糖尿病と診断され、本人に告げた上で、予定していた手術を延期されていた。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した。下記のとおり、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続を終了した。

#### **1. 前提事実**

(1) 申立人は、平成 21 年 7 月に病院を受診し、「両皮質性加齢性白内障（左右）」と診断され、受診日に、同月中の手術予定日を決め、血液検査も行われた。

(2) 検査の結果、血糖値が高かったため、7 月中旬に、初診時担当医師が、申立人に手術を延期する旨連絡した。その際、糖尿病を告げたかは明らかではない。

(3) 申立人は、同年 8 月に申立契約の申込と告知を行い、申立契約が成立した。

(4) 申立人は、平成 22 年 4 月に 10 日間、「両皮質性加齢性白内障（左右）」の治療のため入院し、水晶体再建術を受けた。

(5) 申立人が給付金を請求したところ、保険会社は、告知義務違反を理由に契約を解除し、不告知事実と因果関係が認められるとして給付金は支払われなかった。

#### **2. 約款の規定**

申立契約の約款には、「保険契約の締結または復活の際、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知

することを要し」、「保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、前条の告知の際に事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができる」旨が、規定されている。

### 3. 告知義務違反の検討

(1)告知書の「最近3カ月以内に、医師の診察・検査をうけ、その結果、検査・治療（入院・手術を含む）・薬の処方すすめられたことがありますか」との質問に対して、申立人は「いいえ」に○を付けているが、前記（1）の事実はこれに該当する事実であり、申立人は事実と異なる回答をしたと認められる。

申立人は、初診時に白内障の告知はなく、手術を勧められた事実もないと主張するが、医師作成の診療証明書には、白内障を本人に告知したこと、手術延期について申立人に電話連絡したことについてはカルテに記載がある旨、記載されており、申立人の主張を認めることは困難と言わざるを得ない。

(2)故意または重大な過失の有無

申立人の、申立契約への申込・告知日は、前記の病院受診日から1か月以内であること、治療として手術を要するとされたことからすると、申立人が、事実を告知しなかったことには、少なくとも重大な過失があったといえる。

(3)結論

以上から、申立人には告知義務違反が認められるので、保険会社による、告知義務違反による解除は有効であり、告知すべき事実と今回の入院手術は因果関係があるため、給付金不支払いは正当といえる。

なお約款では、告知義務違反による解除の際は解約払戻金を返金するとされているが、保険料を返金する旨の規定はないので、申立人の主張を認めることできない。